

附帯決議案提出書

議案第 134 号 「横手市大森浄化センターの施設性能等に関する第三者委員会設置条例」に対する附帯決議（案）

附帯決議案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 12 月 19 日

提出者 大日向香輝

賛成者 加藤 司

寿松木 孝

加藤 勝義

江上 善一

小野 正伸

築山 智

横手市議会議長 菅原 正志 様

理 由

工事瑕疵が発覚した大森浄化センターについて、施設の健全性についての調査だけではなく、事務執行の検証並びに発注者、設計監理者及び施工業者を含めた責任の所在などの検証も確実に行われる必要がある。

議会案第 7 号

議案第 134 号 「横手市大森浄化センターの施設性能等に関する
第三者委員会設置条例」に対する附帯決議

当該条例は、水槽工事の施工不良が発覚した大森浄化センターの施設性能等を検証するために第三者委員会を設置するものであるが、市当局の説明によると、今回設置する第三者委員会では、施工不良を受けて実施した補修工事等の検証など施設の健全性を調査することが目的であるとのことであった。

大森浄化センターの健全性を調査することに関しては、異論はなく、取り組むべきものであるが、大森浄化センター建設事業において行われた事務執行の検証並びに発注者、設計監理者及び施工業者を含めた責任の所在などの検証についても、今後の公共工事を進めていくうえで重要な事項である。

したがって、透明性、公平性が担保された検証が速やかに、かつ確実に行われるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和 7 年 1 月 19 日

横手市議会